

議案第60号

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
(目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区長等の給料等に関する条例(昭和30年12月目黒区条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160、」を「100分の165、」に、「100分の160を」を「100分の170を」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1 (第2条関係)

職名	給料月額
区長	1,055,000円
副区長	844,000円

(目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」及び「100分の160」を「100分の165」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

職名	議員報酬月額
議長	902,000円
副議長	789,000円

委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

(目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年9月目黒区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「743,000円」を「738,000円」に改める。

(目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 目黒区監査委員の給与等に関する条例(平成13年3月目黒区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「632,000円」を「628,000円」に改め、同項第2号中「612,000円」を「608,000円」に改め、同条第2項第1号中「333,000円」を「331,000円」に改め、同項第2号中「313,000円」を「311,000円」に改め、同条第3項中「195,000円」を「193,000円」に改める。

(目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「227,000円」を「226,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(説明) 特別職の給料及び報酬並びに期末手当の額を改定するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

現 行 条 例	第 1 条 による 改 正 案												
<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1109 649 1316 1086"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,061,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>849,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,061,000円	副区長	849,000円	<p>(支給方法等)</p> <p>第5条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1109 1668 1316 2105"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td>1,055,000円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td>844,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,055,000円	副区長	844,000円
職名	給料月額												
区長	1,061,000円												
副区長	849,000円												
職名	給料月額												
区長	1,055,000円												
副区長	844,000円												

2 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表（ _____ は、改正点）

第2条による改正案	現行条例				
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表の部分現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1294 1688 1361 2101"> <tr> <td>職名</td> <td>議員報酬月額</td> </tr> </table>	職名	議員報酬月額	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(表の部分省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1289 676 1361 1084"> <tr> <td>職名</td> <td>議員報酬月額</td> </tr> </table>	職名	議員報酬月額
職名	議員報酬月額				
職名	議員報酬月額				

議長	902,000円
副議長	789,000円
委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

議長	907,000円
副議長	794,000円
委員長	659,000円
副委員長	629,000円
議員	599,000円

3 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正（第3条関係）新旧対照表（ _____ は、改正点）

第3条による改正案	現 行 条 例
(給料の額)	(給料の額)
第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>738,000円</u> とする。	第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>743,000円</u> とする。

4 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表（ _____ は、改正点）

第4条による改正案	現 行 条 例
(給料及び報酬の額)	(給料及び報酬の額)
第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。	第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。
(1) 代表監査委員 月額 <u>628,000円</u>	(1) 代表監査委員 月額 <u>632,000円</u>

<p>(2) その他の監査委員 月額 <u>608,000円</u></p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>331,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>311,000円</u></p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額<u>193,000円</u>とする。</p>	<p>(2) その他の監査委員 月額 <u>612,000円</u></p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>333,000円</u></p> <p>(2) その他の監査委員 月額 <u>313,000円</u></p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額<u>195,000円</u>とする。</p>
---	---

5 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第5条関係) 新旧対照表

(_____ は、改正点)

第5条による改正案		現行条例	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬月額	区分	報酬月額
教育委員会委員	<u>226,000円</u>	教育委員会委員	<u>227,000円</u>
選挙管理委員会	(現行に同じ。)	選挙管理委員会	(省略)
委員	<u>226,000円</u>	委員	<u>227,000円</u>
	(現行に同じ。)		(省略)